

令和 7 年執行
本巢市議会議員選挙

指 定 病 院

指定老人ホーム における不在者投票事務手続

指定支援保護施設

本巢市選挙管理委員会

各指定施設の長、事務従事者の皆様へ

この冊子は、本巢市議会議員選挙における指定病院、指定老人ホーム、指定支援保護施設における不在者投票事務の手續等について説明したものです。

各指定施設の長、事務従事者の皆様におかれましては、この冊子をご参照の上、**特に次の諸点にご留意いただき、適正に事務を処理いただきますよう**お願い申し上げます。

- 1 不在者投票のできる期間は、**選挙期日の告示の日の翌日（令和7年9月15日（月））から投票日の前日（令和7年9月20日（土））まで**です。
- 2 指定施設における不在者投票の管理執行に瑕疵があることを理由とする争訟事件が散見されるところでもあり、外部立会人を立ち合わせる等により、その管理に万全を期されますようお願いいたします。
- 3 不在者投票に用いる投票用紙と不在者投票用封筒を指定施設の長が代理して請求する場合は、**必ず選挙人の依頼を要します。選挙人の依頼なしに請求することはできません。**
- 4 **交付された投票用紙の確認及び厳重な管理について、十分に留意してください。**
- 5 指定施設における代理投票については、指定施設の長は、**選挙人から心身の故障その他の事由のため代筆をしてもらいたい旨の申請があった場合は、立会人の意見を聴いて代筆させるかどうかを決定します。選挙人からの申請なしに代筆をすることはできません。**
代筆をさせることに決定したときは、立会人とは別に、**投票に係る事務に従事する者のうちから**投票を補助する者2人（代筆をする者1人と代筆に立ち会う者1人）を選任することが必要です。
代筆をする者は、投票の記載をする場所において、投票用紙に選挙人の指示により代筆し、代筆に立ち会った者に確認させることが必要です。
この場合において、**投票を補助する者が選挙人の指示を誘導するようなことがないよう**十分留意してください。
- 6 各種公職の選挙に関して、**指定施設の職員等が勝手に投票用紙を請求し、本人になりかわって不在者投票をしたとして公職選挙法第237条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）の疑いで逮捕された**という報道が散見される所であり、平成19年執行の第21回参議院議員通常選挙においては、県内においても同様の事件が発生したところでした。
このようなことが決してないよう、指定施設における不在者投票の適正な実施のため、その管理に万全を期されますようお願いいたします。

目 次

第 1	不在者投票のできる期間・時間	1
第 2	不在者投票ができる者	1
1	投票区の外に滞在する者	1
2	歩行の困難な者	1
3	その他の不在者投票事由に該当すると見込まれる者	1
第 3	投票用紙等の請求	1
1	不在者投票管理者が代理して請求する場合	2
2	入院又は入所中の者が直接請求する場合	2
第 4	不在者投票の記載する場所	5
第 5	不在者投票の方法	5
1	不在者投票管理者の準備すべき事項	5
2	選挙人の行う投票手続	5
3	不在者投票用外封筒への記載等	7
4	不在者投票の送致	7
第 6	不在者投票に要する経費（不在者投票特別経費）について	9
1	不在者投票特別経費に係る請求書の記入	9
2	不在者投票特別経費に係る請求書の送付	9
第 7	その他	9

第1 不在者投票のできる期間・時間

不在者投票のできる期間は、選挙期日の告示の日の翌日（9月15日）から投票日の前日（9月20日）までです。

不在者投票のできる時間は、上記の期間の毎日午前8時30分から午後5時までの間です。

第2 不在者投票ができる者

平成19年9月22日以前に生まれた者（満18歳以上）で、令和7年9月13日現在、本巢市に住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3か月以上、本巢市内に住所を有している者のうち病院又は老人ホーム等において不在者投票のできる者は、次の者に限られます。

1 投票区の外に滞在する者

入院又は入所中の者で、病院又は老人ホーム等が所在する投票区外の選挙人名簿に登録されている者（2号事由）

2 歩行の困難な者

入院又は入所中の者で、投票の当日、疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障がいのためもしくは産褥（さんじょく）にあるため歩行が困難であると見込まれる者（3号事由）

3 その他の不在者投票事由に該当すると見込まれる者

上記1、2以外に、入院又は入所中の者で、投票の当日、仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事するもの（1号事由）、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であるもの（6号事由）

第3 投票用紙等の請求

不在者投票に必要な「投票用紙」と「不在者投票用封筒」の請求は、本巢市選挙管理委員会あてに、別添の請求書にて請求してください。なお、投票用紙及び不在者投票用封筒は、選挙期日の告示日以前においても請求することができます。請求の方法は、

① 入院又は入所中の者の依頼によって病院長又は老人ホーム等の長（以下「不在者投票管理者」という。）が代理して請求する場合

② 入院又は入所中の者が直接請求する場合
の2つの方法があります。

1 不在者投票管理者が代理して請求する場合

不在者投票管理者は、代理請求の依頼のあった入院又は入所中の者について次の記載例に準じ請求書を作成し、本巣市選挙管理委員会の委員長に請求します。

＜請求書作成上の注意事項＞

- (1) 「選挙人名簿に記載されている住所」欄は、普通の場合、現住所と一致しています。

ただし、住所を移転した人は、住所を移してから（転入届をしてから）選挙期日の告示日の前日（選挙人名簿の登録基準日）現在でまだ3箇月を経過していないと、通常は前の住所地の市町村の選挙人名簿に登録されており、現住所の市町村の選挙人名簿に登録される資格はありませんので注意を要します。

- (2) 「備考」欄について、これまで不在者投票事由「●号」と記載していただきましたが、令和4年執行の参議院議員通常選挙以降、公職選挙法施行令の一部改正により、そちらの記載が不要となりました。選挙人から点字投票によって投票する旨の申立の依頼があった場合は、「備考」欄に「点字」と記載してください。

- (3) ※印欄は、本巣市選挙管理委員会において記入する欄ですので、何も記入しないでください。

2 入院又は入所中の者が直接請求する場合

入院又は入所中の者で、不在者投票管理者に請求の依頼をせず、直接に、又は郵便等をもって、本巣市選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求を希望する者がいる場合は、宣誓書・請求書が必要となりますので、本巣市選挙管理委員会にお問い合わせください。

【郵便サービス見直しに伴う留意点について】

郵便法の改正に伴い、令和3年10月以降、手紙やはがき等の普通扱いの郵便物の土曜日の配達も休止されるとともに、「翌日配達」が「翌々日配達」に変更になるなど送達日数が1日程度繰り下げられています。なお、書留、速達、レターパック等は引き続き土日も配達され、原則翌日配達されます。

不在者投票の投票用紙等は、投票所の閉鎖までに選挙人の属する投票区の投票管理者に送致される必要がありますので、不在者投票において郵便等を利用する際には、下記の点に御留意願います。

- ①できるだけ速やかに投票用紙等を請求してください。

なお、投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示前から行うことが可能です。

- ②投票を市町村選挙管理委員会の委員長へ送致する際には、レターパックや速達により送付したり、直接持参するなどしてください。

(投票用紙及び投票用紙封筒の請求書) (指定病院院長等用)

記載例

請求書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考	*投票区	*名簿番号
本巢市文殊〇〇	A山 G郎	男 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
本巢市神海△△	B川 H子	男 〇〇年 〇〇月 〇〇日	点字		
本巢市七五〇〇〇	C田 I雄	男 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
		男 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
		男 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
		男 〇〇年 〇〇月 〇〇日			

上の選挙人は、令和7年執行の本巢市議会議員選挙の当日、当 **★★病院** に、入院（入所）中のため、

当 **★★病院** において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、上の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 7 年 X 月 Y 日

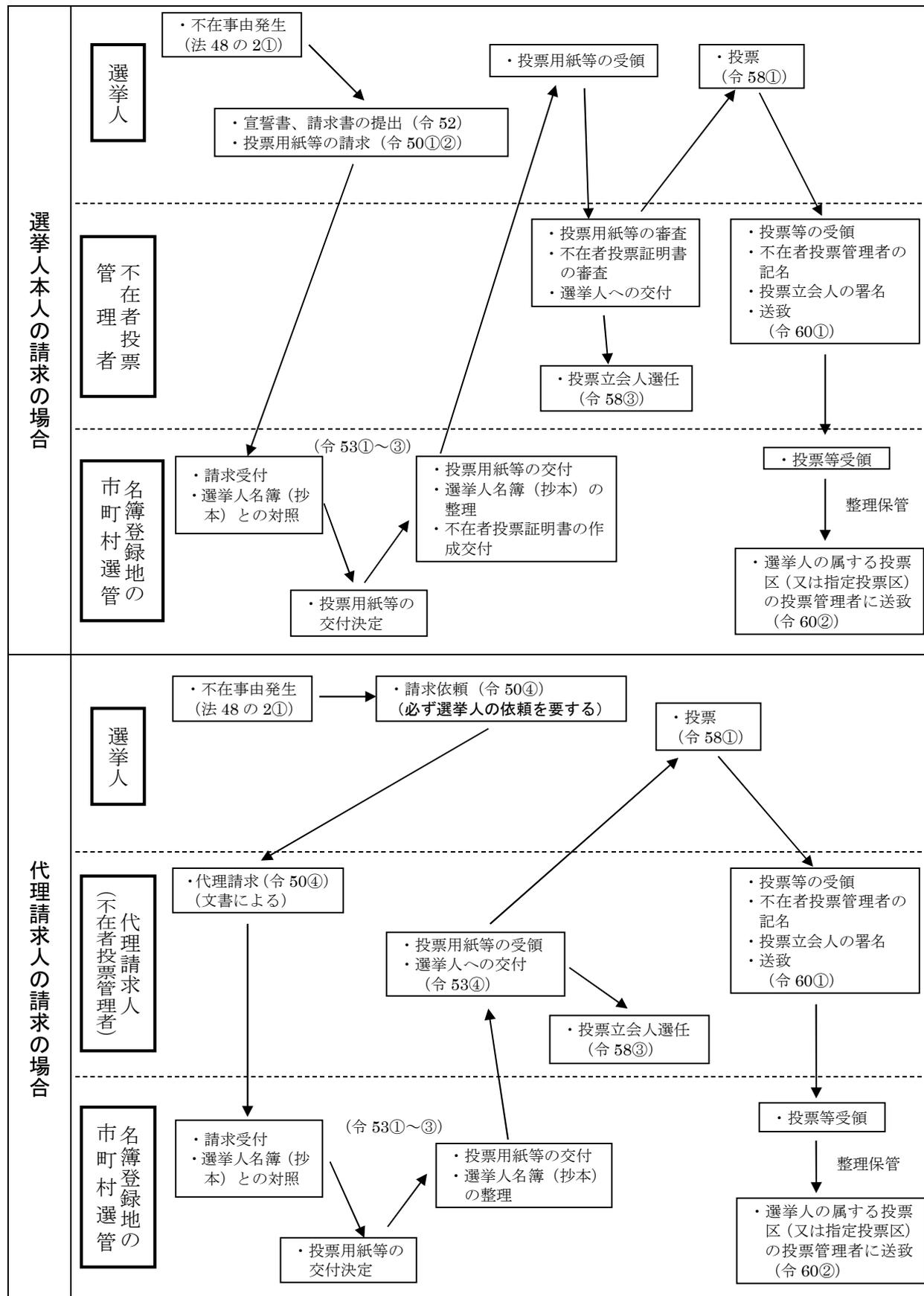
所在地 (病院 (老人ホーム) の所在地) 本巢市文殊ZZZ
名称 (病院 (老人ホーム) の名称) ★★病院
不在者投票管理者 (職氏名) 病院長 K島 L助

本巢市選挙管理委員会委員長 様

備考1 選挙人から点字投票によって投票する旨の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

2 *印の欄は記載する必要はないこと。

不在者投票手続の概略図



第4 不在者投票の記載をする場所

投票記載所は、投票の秘密を保持し、投票の不正手段防止に相当の設備をしなければならぬ旨定められていますので、病院又は老人ホーム等においても、投票所の記載場所と同程度の場所を準備してください。（談話室等大きな部屋があるところは、その部屋を利用されるのが便利です。）

なお、投票記載所に候補者の氏名等を書いた紙を貼らないようにしてください。

第5 不在者投票の方法

1 不在者投票管理者が準備すべき事項

(1) 不在者投票の立会人

選挙権(選挙人名簿に登録されていることは必要ではない。)を有している者1名を立会人に選任しておいてください。ただし、諸事情により選任できない場合は、本巣市選挙管理委員会の職員を外部立会人とすることができますので、その旨申し出てください。

(2) 事務職員

不在者投票の事務をする職員を立会人のほかに選任しておいてください。

※代理投票を行わせる場合は、2名は必要となりますので、人員を確保しておいてください。

(3) 筆記具

(4) 投票用紙、不在者投票用封筒

本巣市選挙管理委員会から送付されてきた投票用紙と不在者投票用封筒の所定の欄に、本巣市選挙管理委員会の印（刷込になっている。）があるかどうか点検してください。

2 選挙人の行う投票手続

(1) 投票用紙と不在者投票用封筒の交付を受けた選挙人は、

①投票日の前日までに不在者投票管理者にこれを提示し、

②点検を受けた後（前記第3の2（P2）により直接投票用紙等の請求をした選挙人は、さらに次の不在者投票証明書を封筒のまま（**封は絶対切らないこと。**）提出し、不在者投票管理者がその封筒を開き調査した後）、

③不在者投票管理者の管理する投票記載所において、投票用紙に自ら候補者の氏名を記載し、不在者投票用内封筒に入れます。

(2) 次に、選挙人は、

①不在者投票用内封筒の封をした上、

②不在者投票用外封筒に入れ、さらに封をし、

③外封筒の表面の「投票者氏名」と印刷してある下に自分の氏名を記載します。

(3) 選挙人は自分の氏名を書き終わったら、不在者投票管理者にその封筒を提出します。

(4) 代理投票の方法

ア 不在者投票管理者は、選挙人から、心身の故障その他の事由のため代筆をしてもらいたい旨の申請があった場合は、立会人の意見を聴いて代筆をさせるかどうかを決定します。

イ 不在者投票管理者は、代筆させることに決定したときは、**投票に係る事務に従事する者のうちから投票を補助する者2名**（代筆をする者1名と代筆に立ち会う者1名）**を選任**します。

このとき、**選挙人の家族や付添人等は、選挙人の投票を補助する者となることはできない**ので、投票手続に入る前に、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うなど、適切な対応が必要です。

ウ 次に、投票記載所において代筆する者は、選挙人から、候補者の氏名の指示を受けて代筆し、代筆に立ち会った者にそれを確認させてください。

この場合において、**投票を補助する者が選挙人の指示を誘導することがないよう**十分留意してください。また、投票を補助する者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させることができません。

エ 投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をし、**封筒の表面の投票者氏名欄に選挙人の氏名を代筆**し、不在者投票管理者に提出します。

この場合、**外封筒の「代理記載人氏名」の欄には代筆した者の氏名は書かないでください。**

(5) 代理投票の仮投票の方法

次のア又はイに該当する場合は、仮に投票させなければなりません。

ア 不在者投票管理者が代理投票の理由がないと認めて、立会人の意見を聴いてその拒否を決定したことについて選挙人に異議があるとき。

イ 不在者投票管理者は代理投票の理由があると認めたが、これについて立会人に異議があるとき。

これらの場合においては、前記(4)の手続に加え、不在者投票管理者は、**代筆者の氏名を不在者投票用外封筒の「代理記載人氏名」の欄に自署**させなければなりません。

(6) 重病人等で歩行が困難なため、投票記載所において投票することができないときは、不在者投票管理者は、立会人とともにその者のベッドへ行き、ベッドの上で不在者投票をさせます。（投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取扱

いには慎重にお願いします。)

3 不在者投票用外封筒への記載等

- (1) 不在者投票が終わって、不在者投票用封筒を選挙人から受け取ったときは、その場において封筒に封がしてあるかどうか、封筒の表面の所定の欄に選挙人の氏名が記載してあるかどうかを点検してください。
- (2) 点検が終わったら、その封筒の裏面に次のとおりに記載をしてください。
ア 「投票年月日」・・・・・・・・不在者投票の年月日
イ 「投票場所」・・・・・・・・病院又は老人ホーム等の所在地とその名称
ウ 「不在者投票管理者」・・・病院長又は老人ホーム等の長の職氏名
以上はゴム印で押しても差し支えありません。また、病院長(老人ホーム等の長)の氏名の下に職印を押す必要はありません。
- (3) 次に、「立会人(氏名)」と印刷してある下に不在者投票の立会人の氏名を直署させます。

4 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、立会人とともに不在者投票用外封筒の裏面に所要の記載が終わったときは、

- ① 別の適当な封筒に入れて封をし、
- ② あて名(本巣市選挙管理委員会委員長)の横に「**不在者投票在中**」と**朱書**し、
- ③ 裏面に病院又は老人ホーム等の所在地及び病院長又は老人ホーム等の長の氏名を記載して**職印を押し**、送致(郵送等)してください。

なお、前記第3の2(P2)により直接投票用紙等の請求をした選挙人がいる場合は、不在者投票証明書も同封して送致(郵送等)してください。

病院又は老人ホーム等の所在地及び病院長又は老人ホーム等の長の氏名は、ゴム印でも差し支えありません。

(不在者投票用封筒の様式 外封筒)

表

裏

令和7年9月21日執行
本巢市議会議員選挙
不在者投票
(外封筒)

注意 投票者氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。

本巢市選挙管理委員会印

投票者氏名
(代理記載人氏名)

投票管理
者
不
受
理
決
定

理 由

市町村名 本巢市
投票区 _____
名簿番号 _____
事 由 _____

両面テープ

投票年月日 令和 年 月 日

投票場所

不在者投票管理者(職氏名)

立 会 人(氏 名)

(自署)

ここはゴム印を使用しても
差し支えありません

必ず自署してください

必ず立会人が自署してください
ゴム印は絶対に使用しないでください

第6 不在者投票に要する経費(不在者投票特別経費)について

不在者投票に要する経費については、不在者投票(代理投票・仮投票を含む全ての投票)を実際に行った選挙人1人につき1,236円が、病院又は老人ホーム等に、不在者投票特別経費として支払われます。

1 不在者投票特別経費に係る請求書の記入

不在者投票特別経費に係る請求書は、別添のとおりです。

2 不在者投票特別経費に係る請求書の送付

上記1の不在者投票特別経費に係る請求書は、**令和7年10月1日(水)(選挙期日の翌日から10日以内)までに、本巢市選挙管理委員会に送付してください(必着)。**

(請求書送付先)

〒501-0491 本巢市早野 255 番地 本巢市選挙管理委員会

第7 その他

- 1 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。
- 2 患者の付添の人、看護師等は、病院及び老人ホーム等で不在者投票をすることはできません。
- 3 本巢市選挙管理委員会への不在者投票の送致(郵送等)については特に慎重を期し、送致(郵送等)間違いのないようにお願いします。
- 4 不在者投票手続の終わった投票用紙等については、選挙期日(令和7年9月21日(日))の投票所を閉じる時刻までに、本巢市選挙管理委員会に送致(郵送等)してください。